

# 田子の浦港港湾計画書

－ 軽易な変更 －

平成 22 年 3 月

田子の浦港港湾管理者

静 岡 県



本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・平成13年7月 第27回静岡県地方港湾審議会
- ・平成13年7月 交通政策審議会第1回港湾分科会

の議を経、その後の変更については

- ・平成16年5月 第27回静岡県地方港湾審議会
- ・平成18年3月 第28回静岡県地方港湾審議会
- ・平成19年2月 第29回静岡県地方港湾審議会
- ・平成21年3月 第31回静岡県地方港湾審議会

の議を経た田子の浦港の港湾計画の軽易な変更をするものである。



## 目 次

変更理由 .....	1
1. 公共埠頭計画 .....	2
2. 小型船だまり計画 .....	3
3. 廃棄物処理への対応 .....	3
4. 土地造成及び土地利用計画 .....	4



## 変更理由

循環型社会の形成や地球温暖化対策の推進に伴うエネルギー関連貨物の輸送動態の変化への対応、放置艇の適切な収容、及び港内における有害な底質土砂の拡散を防止し、航路・泊地における浚渫土砂の処理用地を確保するため、依田橋地区において公共埠頭計画、小型船だまり計画、廃棄物処理への対応等を追加、変更する。

## 1 公共埠頭計画

中央地区における石炭等の内外貿貨物を取り扱う埠頭用地の不足に対処するため、公共埠頭を次のとおり計画する。

[公共埠頭計画]

依田橋地区

埠頭用地 8 h a (保管施設用地) (うち7 h a 既設)

[既設の変更計画]

なお、これに伴い、以下の施設を廃止する。

既設

物揚場 水深2 m 延長103 m

導流堤 延長 68 m

水面貯木場 水深2 m 面積1 h a



## 2 小型船だまり計画

放置艇等の適正な収容を図り、港湾及び河川の安全性を向上させるため、小型船だまりを次のとおり計画する。

[小型船だまり計画]

依田橋地区

依田橋小型船だまり

物揚場 水深 2 m 延長 5 1 m [新規計画]

埠頭用地 1 h a [新規計画]

なお、これに伴い、以下の施設を廃止する。

既設			
物揚場	水深 2 m	延長	3 3 m
水面貯木場	水深 2 m	面積	1 h a

## 3 廃棄物処理への対応

廃棄物の処理用地を確保するため、廃棄物の処理について、次のとおり計画する。

[廃棄物処理への対応]

依田橋地区の 2 h a の土地造成において、廃棄物処理に資するため、浚渫土砂 1 0 万 m<sup>3</sup> の廃棄物の処理を計画する。

#### 4 土地造成及び土地利用計画

港湾施設の計画に対応するとともに、多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間を形成するため、土地利用及び土地造成を次のとおり計画する。

##### (1) 土地利用計画

(単位：h a)

用途 地区名	埠頭用地	港湾関連用地	工業用地	交通機能用地	緑地	合計
依田橋地区	(9)	(1)	(11)	(3)	(1)	(25)
	9	1	11	3	1	25

注1：( )は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2：端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

注3：今回の変更に係る地区のみ記述した。

##### (2) 土地造成計画

(単位：h a)

用途 地区名	埠頭用地	港湾関連用地	工業用地	交通機能用地	緑地	合計
依田橋地区	(2)					(2)
	2					2

注1：( )は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に特に密接に関連する土地造成計画で内数である。

注2：端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

注3：今回の変更に係る地区のみ記述した。

# 田子の浦港港湾計画位置図





